

農地中間管理事業規程新旧対照表

(下線部分は変更部分)

改正後	改正前
<p>第1条 (略)</p> <p>(事業実施区域)</p> <p>第2条 公社が行う農地中間管理事業の実施区域は、宮城県における都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の市街化区域と定められた区域(当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存するものを除き、同法第23条第1項の規定による協議を要する場合にあっては、当該協議が調ったのものに限る。)以外の区域とする。</p> <p>(事業対象農用地等)</p> <p>第3条 公社が行う農地中間管理事業の対象地は、次に掲げるもの(以下「農用地等」という。)とする。 一～三 (略)</p> <p><u>四 開発して農用地又は農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地</u></p> <p>(事業実施に当たっての調整等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 公社は、人・農地プランの作成主体であり、農地行政の基本単位である市町村とその作成に参画する農業委員会、加えて、農業協同組合、土地改良区等のコーディネーター役を担う組織との連携を密にして、以下の点に留意し業務を推進するものとする。 一及び二 (略)</p> <p>三 原則として市町村に、あらかじめ農業委員会の意見を聴取の上農用地利用配分計画の案を作成するよう求めるものとする。<u>また、必要に応じて市町村が指定する者に対しても農用地利用配分計画案の作成を求めることができるものとする。</u></p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(事業実施区域)</p> <p>第2条 公社が行う農地中間管理事業の実施区域は、宮城県における農業振興地域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。)の区域とする。</p> <p>(事業対象農用地等)</p> <p>第3条 公社が行う農地中間管理事業の対象地は、次に掲げるもの(以下「農用地等」という。)とする。 一～三 (略)</p> <p>(事業実施に当たっての調整等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 公社は、人・農地プランの作成主体であり、農地行政の基本単位である市町村とその作成に参画する農業委員会、加えて、農業協同組合、土地改良区等のコーディネーター役を担う組織との連携を密にして、以下の点に留意し業務を推進するものとする。 一及び二 (略)</p> <p>三 原則として市町村や市町村が指定する者に、あらかじめ農業委員会の意見を聴取の上農用地利用配分計画の案を作成するよう、求めるものとする。</p>

(下線部分は変更部分)

改正後	改正前
<p>3 公社が農地中間管理事業を行うに当たっては、<u>市町村が</u>行う農業経営基盤強化促進事業（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第4条第4項に規定する事業をいう。）その他の農地流動化等のための施策と連携して行うものとする。</p> <p>第5条～第8条まで （略）</p> <p>（借受希望者の確保） 第9条 公社は、借受希望者が不足している地域については、<u>市町村、農業協同組合等と連携して、新規就農希望者（農業後継者を含む。）及び新たな分野の農業を始めようとする農業者（以下「新規就農希望者等」という。）に対する農業技術又は経営方法を実地に習得させるための育成支援を行うものとする。さらに</u>、他地域の法人やリースで参入する意向を有する企業の誘致活動についても積極的に行うものとする。</p> <p>第10条 （略）</p> <p>（貸付希望者の把握及び農地中間管理権の取得の方法） 第11条 （略） 2～6 （略） 7 農地中間管理権の期間については、所有者との協議によるが、<u>5年以上</u>となるようにするものとする。</p> <p>8 （略）</p> <p>（農用地利用配分計画の決定等の方法） 第12条 （略）</p>	<p>3 公社が農地中間管理事業を行うに当たっては、<u>市町村段階の農地利用集積円滑化団体が行う農地利用集積円滑化事業、市町村が行う農業経営基盤強化促進事業（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第4条第4項に規定する事業をいう。）</u>その他の農地流動化等のための施策と連携して行うものとする。</p> <p>第5条～第8条まで （略）</p> <p>（借受希望者の確保） 第9条 公社は、借受希望者が不足している地域については、<u>市町村、農業協同組合等と連携して、他地域の法人やリースで参入する意向を有する企業の誘致活動を積極的に行うものとする。</u></p> <p>第10条 （略）</p> <p>（貸付希望者の把握及び農地中間管理権の取得の方法） 第11条 （略） 2～6 （略） 7 農地中間管理権の期間については、所有者との協議によるが、<u>極力10年</u>以上となるようにするものとする。</p> <p>8 （略）</p> <p>（農用地利用配分計画の決定等の方法） 第12条 （略）</p>

改正後	改正前
<p>2 公社が行う農用地等の貸付けは、次の各号に掲げる要件の全てを満たしている者に対し行うこととする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 その者が取得する農用地等 <u>(当該農用地等が農業振興地域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定により指定された地域をいう。))</u>に存する場合には限る。)を農業振興地域整備計画に定める農用地利用計画に従って利用することが確実であると認められること。</p> <p>五 (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 3・4項以外の場合で、地域に十分な担い手がいる場合(募集に際してその旨明示した地域)、次のとおり優先配慮するものとする。</p> <p>一 当該地域の借受希望者のうち、地域内の担い手 <u>(認定新規就農者を含む。)</u>について、現在経営している農用地等との位置関係、当該借受希望者の希望条件との適合性、地域農業の発展に資する程度(地域の営農活動と調和した農業経営を営もうとしているかどうか、<u>農業経営の継承に資するかどうか</u>等)により優先順位をつけた上で、順次協議を行うものとする。(これで貸付先が決まらない場合には、それ以外の借受希望者と順次協議を行うものとする。)</p> <p>二 (略)</p> <p>6～11 (略)</p> <p>(利用条件改善業務の実施)</p> <p>第13条 法第2条第3項第3号の業務(以下「利用条件改善業務」という。)は、当該農用地等が所有者から公社に10年以上の期間で貸し付けられており、当該農用地等の具体的な貸付先が決められており、その貸付先が利用条件改善を希望している場合、<u>当該農用地等の存する地域における法第17条第1項の募集の結果か</u></p>	<p>2 公社が行う農用地等の貸付けは、次の各号に掲げる要件の全てを満たしている者に対し行うこととする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 その者が取得する農用地等 _____ _____を 農業振興地域整備計画に定める農用地利用計画に従って利用することが確実であると認められること。</p> <p>五 (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 3・4項以外の場合で、地域に十分な担い手がいる場合(募集に際してその旨明示した地域)、次のとおり優先配慮するものとする。</p> <p>一 当該地域の借受希望者のうち、地域内の担い手 _____ _____について、現在経営している農用地等との位置関係、当該借受希望者の希望条件との適合性、地域農業の発展に資する程度(地域の営農活動と調和した農業経営を営もうとしているかどうか _____等)により優先順位をつけた上で、順次協議を行うものとする。(これで貸付先が決まらない場合には、それ以外の借受希望者と順次協議を行うものとする。)</p> <p>二 (略)</p> <p>6～11 (略)</p> <p>(利用条件改善業務の実施)</p> <p>第13条 法第2条第3項第3号の業務(以下「利用条件改善業務」という。)は、当該農用地等が所有者から公社に10年以上の期間で貸し付けられており、当該農用地等の具体的な貸付先が決められており、その貸付先が利用条件改善を希望している場合 <u>又は当該農用地等の存する地域における法第17条第1項の募集の結果か</u></p>

(下線部分は変更部分)

改正後	改正前
<p>らみて、当該農用地等の貸付けが確実に行われると見込まれる場合又は第9条の新規就農希望者等の育成支援のために利用条件改善が必要になった場合に実施するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第14条及び第15条 (略)</p> <p>(農用地等の借受け)</p> <p>第16条 農用地等の賃貸借又は使用貸借(以下「賃貸借等」という。)による借受けは、原則として、その賃貸借等の存続期間を5年以上として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる土地の賃貸借等の存続期間は、それぞれ当該各号に定める期間とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>(農用地等の貸付け)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 貸付けの期間は原則として5年以上とするものとする。ただし、既に十分な農用地の集約化が行われていると認められる場合には、できる限り長期の期間とするものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(農用地利用配分計画の作成)</p> <p>第19条 公社は、農用地利用配分計画を定める場合には、原則として、市町村 _____ に対し、その区域に存する農用地等について、法及びこの規程に適合する農用地利用配分計画の案を作成し、公社に提出するよう求めるものとする。また、必要に応じて市町村が指定する者に対しても農用地利用配分計画案の作成を求めることができるものとする。</p>	<p>らみて、当該農用地等の貸付けが確実に行われると見込まれる場合 _____ に実施するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第14条及び第15条 (略)</p> <p>(農用地等の借受け)</p> <p>第16条 農用地等の賃貸借又は使用貸借(以下「賃貸借等」という。)による借受けは、原則として、その賃貸借等の存続期間 10年以上として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる土地の賃貸借等の存続期間は、それぞれ当該各号に定める期間とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>(農用地等の貸付け)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 貸付けの期間は原則として 10年 _____ とするものとする。ただし、既に十分な農用地の集約化が行われていると認められる場合には、できる限り長期の期間とするものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(農用地利用配分計画の作成)</p> <p>第19条 公社は、農用地利用配分計画を定める場合には、原則として、市町村 _____ や市町村が指定する者に対し、その区域に存する農用地等について、法及びこの規程に適合する農用地利用配分計画の案を作成し、公社に提出するよう求めるものとする。</p>

(下線部分は変更部分)

改正後	改正前
第 20 条～第 35 条 (略)	第 20 条～第 35 条 (略)

附 則
この規程は、宮城県知事の認可のあった日から施行する。(令和 2 年 4 月 1 日)